

北杜市総合計画策定に関する基本方針

1. 趣旨

本市では、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を基本コンセプトに、第1次北杜市総合計画に定める8つの杜づくりを施策の柱として、常にチャレンジ精神と改革意識を持ち、力みなぎるふるさとを築くべく、市民と行政が一体となり取り組んできた。厳しい中ではあるが、現在の総人口は、概ね計画目標の数を維持している。しかし、全国的にみると少子化による人口減少や高齢化が急速に進んでおり、北杜市においても人口減少を抑制し地域活力を維持することが重要な課題となっている。

今、自治体は、あらゆる分野での見直しや改革を迫られている。今後本格的な地方分権が到来する中で、自治体に求められるのは、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、自ら実行する力である。併せて、これからのまちづくりには、市民参加と協働が必要不可欠である。

総合計画は、本市の魅力を十分に活かしたまちづくりを行う上で非常に重要な役割を担っている。地域の特性等を踏まえ、魅力ある豊かな暮らしを創出できるよう、各個別計画との整合性を図る中で、個性ある本市独自の施策を総合的かつ計画的に実施するため、第2次北杜市総合計画を策定する。

2. 総合計画の策定に関する基本的な考え方

総合計画は、基本構想、基本計画をもって構成する。また、具体的事業の実施計画も策定する。

基本構想

本市及び本市の存する地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明示するものをいう。

第1次北杜市総合計画において掲げられた将来像、基本理念について、基本的にその方向性は変わらないと考える。ただし、人口減少や少子・高齢社会の到来、生活環境のグローバル化や資源循環型社会への移行など、行政を取り巻く社会・経済環境は急激に変化している。このような状況を考慮し、新たな地域の課題を踏まえるなかで、10年後の平成38年における本市の将来像とそれを実現するための基本的な政策大綱を示すこととする。

第1次北杜市総合計画

- 将来像
- (1) 8つの個性が光るネットワーク都市
 - (2) 自然と暮らしが調和する環境共生都市
 - (3) 水と緑と太陽を活かした交流産業都市
 - (4) 地域で育む生活文化都市

- 基本理念
- (1) 自立した地域社会に向けた行財政力の強化
 - (2) 少子・高齢化へ対応する地域自治の確立
 - (3) 環境問題に配慮した循環型社会の確立
 - (4) 地域生活における新しい自治のあり方の検討
 - (5) 高度情報通信ネットワーク社会に対応した地域情報社会の確立

“人と自然が躍動する環境創造都市

～水と緑と太陽の恵みを次世代に伝えるために～”

基本計画

基本構想に基づき具体的な市行政の方向を明らかにするため、本市行政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。

総合計画（基本計画）を市政運営にあたる行政からのマニフェストとして位置付け、各個別計画の策定との調整を図りながら策定する。

厳しい財政状況の中、的確な財政見通しのもとに、実行性のある計画を目指し、計画年度や適切な指標、数値目標を設定するものとする。

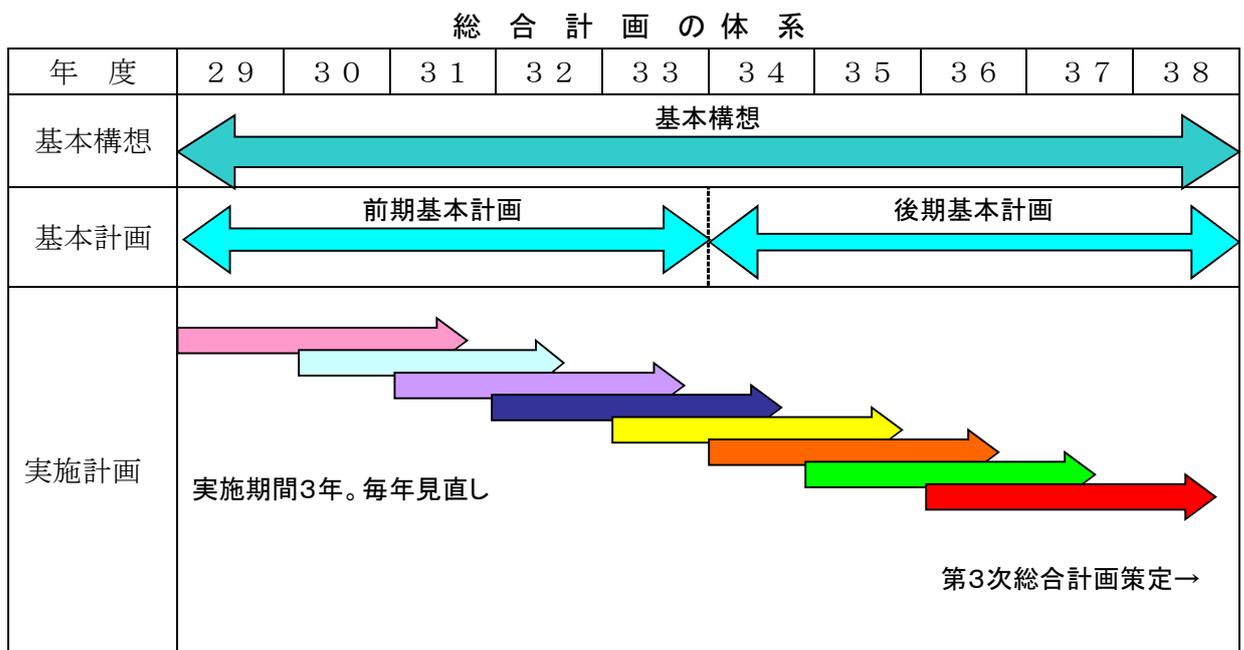
前期基本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年とし、後期基本計画は、平成34年度から平成38年度までの5か年とする。なお、前期基本計画には、後期基本計画の計画期間を展望する構想的な事業も掲載することとする。

実施計画

基本計画に基づき具体的な事務・事業の実施に関して作成する計画をいう。

基本計画に掲げられた事業の実効性を担保するため、財政計画に裏付けされた実行可能なもののみを掲載することとし、可能な限り費用、財源、時期などを示すものとする。

計画期間は3か年とし、毎年度進捗状況を把握する。



3. 策定体制

(1) 庁内体制

総合計画の策定にあたっては、全庁的な体制のもとに実施する。

総合計画策定本部規程により策定本部を組織する。策定本部は大きく3つの組織で構成する。

<本部員会議>

3役、部長級職員をもって組織し、総合計画策定に係る市の決定機関として本部員会議を開催し、総合計画に係るすべての原案策定と審議決定を行う。

<推進会議>

本庁課長並びに各支所代表課長をもって組織し、計画班からの計画素案を取りまとめ基本計画・実施計画案の策定を行う。

<計画班>

本庁各課並びに各総合支所各課から1名を計画班員として、計画素案を作成、事務事業の調

整・整合を検討する。

また、策定本部は本庁・総合支所間の総合調整機能を発揮させるものとする。

(2) 市民参加

「計画策定における市民参加」の具体的な実施にあたっては、幅広い市民の意見や提案を反映させるため、市民アンケートを行い市政に対する意見・要望を把握する。また、地域委員会のほか、各種団体や企業などへのヒアリングを行い、現行計画への評価、次期計画に対する意見を聴取する。さらに、基本構想、基本計画ともに、パブリックコメントの実施により市民の意見を聴取し、計画策定への市民参画に努めるものとする。

(3) 審議機関等

市議会議員、地域の代表者、各種団体長等で構成する総合計画審議会を設置し、策定本部において審議決定した計画案について、市長が諮問し審議を受けることとする。

4. 策定スケジュール

北杜市第2次総合計画は、平成27年度に基礎調査等を実施し、基本構想を策定する。また、平成28年度においては基本計画を策定するものとし、そのスケジュール（予定）は別表のとおりとする。

5. 報告書の構成(案)

〈基本構想〉

- ・北杜市の目指す将来像
- ・基本方針
- ・施策大綱

〈基本計画〉

まちづくりの柱（施策の体系）を策定。

- ・現状と課題
- ・基本方針
- ・主要施策
- ・戦略的プラン

〈実施計画〉

基本計画に示す施策内容について、実施する根幹事業について定める。

- ・実施計画総括表
- ・年度別事業実施計画表
- ・財政計画表

本編と分け別冊とする。